

## 平成27年第2回臨時会

○議長 宮城清政君 ただいまより、平成27年第2回南風原町議会臨時会を開会いたします。

○議長 宮城清政君 それでは、ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開会（午前10時17分）

### 日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって1番 知念富信議員、2番 新垣由雄議員を指名いたします。

### 日程第2．会期の決定

○議長 宮城清政君 日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、会期は1日間と決定いたしました。これから議案の上程に入ります。

### 日程第3．議案第2号 南風原町立幼稚園保育条例

○議長 宮城清政君 日程第3．議案第2号 南風原町立幼稚園保育条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第2号 南風原町立幼稚園保育料条例 南風原町立幼稚園保育条例を別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、子ども・子育て支援法の施行により、南風原町立幼稚園保育料等徴収条例の全部を改正する必要があるための提案であります。内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 それでは、議案第2号 南風原町立幼稚園保育料の条例について

て、内容の説明をいたします。資料も配布してございますので、それも併せて説明をさせていただきます。まず、条例の条文に入る前に、議案第 2 号、第 3 号の資料としてあります最初のページでこれまでと変わったことの説明をして条例条文の説明をさせていただきます。先ほど副町長から提案がございましたように、提案理由は子ども・子育て支援法の新しい制度に基づきまして町立幼稚園の充実を図るとともに、保育料に関する規定を改正する内容でございます。1. 平成27年度より幼稚園の保育時間を変更しますとしてありますように、保育の期間を規則等で改正を予定してございます。平成26年度が4月7日に入園式がありまして、そして翌年の3月24日で終業式を行ってございました。それを平成27年度より4月3日を入園式とし、早めて入園するとしてあります。そして翌年の3月につきましては、20日で終業するかたちに今回変更したいと考えています。4月3日にもってきたのは、どうしても子どもの春休み期間中になり、保護者が子どもを預けるに欠けることがございましたので、1日、2日を完全に休業日といたしまして、3日からは新しい年度の始まりにしようとして保護者の軽減も図り入園式を早めました。それから、今申し上げましたように、春休み期間中の学年末の休業日と学年始業の休業日についての変更です。通常保育について、これまで学年末の休業日が3月25日から3月31日までで、完全に幼稚園はお休みの状態でしたが、平成27年は3月21日から3月31日までとして少し休業日を早めて、4月の期間を早めたのでそこで翌年の準備等含めていきたいというかたちです。通常保育については休業になりますが、預かり保育はその期間もしていきます。それから、始業休業について4月6日までを休業としていたしましたが、4月2日までとして、実質的に1日と2日が完全に休みにして、要するに休みの期間を短くしているというかたちでございます。そういった幼稚園の運営法が変わっているという説明でございます。保育料の条文に直接係わるところではございませんが、幼稚園の運営形態、充実をする意味で規則の改正をしていきたいというものでございます。

3番目からが議案第2号保育料条例の改正についてでございます。平成27年度より町立幼稚園の保育料改正をしていきます。これまで、入園料7,200円、保育料一律5,000円と設定しておりましたが、今回の改正により所得に応じた5階層区分に分けて設定してございます。それから、多子軽減措置を講じています。第1子、第2子、第3子の状況に応じて半額だったり無料だったりする多子軽減の措置も講じています。また、階層区分によっては減免措置等を行っていきたいというものです。入園料の7,200円については廃止をしますということが、今回の条例の大きなところでございます。

それでは、条例の部分について説明をさせていただきます。南風原町立幼稚園保育料等徴収条例の全部を改正する。この条例は、町立幼稚園の保育料（以下、「保育料」という。）に関し必要な事項を定める。2条は定義でございます。（1）町立幼稚園とは、南風原町立の学校設置条例に基づき設置した幼稚園を言います。（2）支給認定保護者とは、子ども・子育て支援法に基づく保護者を言いますと。（3）支給認定子どもとは、子ども・子育て支援法に基づく支給認定子どもを言います。2項につきましては、この用語は、子ども・子育て支

援法に基づいての用語の例によりますということです。

3条の保育料。町立幼稚園を利用する支給認定保護者は、保育料を納付しなければならない。2項で、前項の保育料は、法第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及び第3号の政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して定める額として、別紙のとおりとするということです。

4条は、保育料の減免でございます。町長は、災害その他の特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、保育料を減額し、又は免除することができる。

5条、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則といたしまして、1項 この条例は、平成27年4月1日から施行します。2項の準備行為といたしまして、施行前にこの条例の施行日後の利用に係る決定、その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができるとして、4月1日前から進めることができると附則でうたっております。

それでは、別表（第3条関係）保育料について説明をさせていただきます。これまでの一律5,000円を、階層区分によって分けての保育料の設定をいたしたい。階層区分は、国の基準を基に作っております。5段階の中には、2項目に分けている区分もございます。また、第1子、第2子、第3子に分けて設定しております。まず第1階層が、生活保護法による被保護世帯並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯として、主に生活保護を受給している世帯でございます。そして第2階層につきましては、AとBに分けてございます。地方村民税の非課税世帯である母子世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯で、保育料は0でございます。それから第2階層Bは、市町村民税非課税世帯で、保育料が3,000円、第2子が半額の1,500円と設定しております。それから、第3階層Aは、市町村民税所得割額7万7,100円以下で母子世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯として、5,300円で、第2子が半額で2,650円。第3階層Bは、市町村民税所得割額7万7,100円以下の世帯。5,600円、第2子が2,800円。第4階層が、市町村民税所得割額21万1,200円以下の世帯につきましては、保育料が7,100円で第2子は半額。第5階層の市町村民税所得割額21万1,201円以上の世帯につきましては、8,900円で、第2子については4,450円と設定しております。備考では、上記の表の所得割額につきまして地方税法の所得割を適用しない部分の項目を入れてございます。

（1）地方税法第314条の7、第314条の8及び第314条の9。これは、寄付金の税控除や外国の税の控除、配当の株式譲渡等の所得の控除等は該当しませんとうたっております。それから2項、上記の母子世帯とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく世帯ですということです。それから3項、在宅障がい児（者）のいる世帯とは、下に書いてございます（1）身体障害者福祉法、それから（2）療育手帳制度要綱、（3）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、（4）特別児童扶養手当等の支給に関する法律等に定められている世帯です。それから、4項については、所得割額の算定をするときに、どうしても税の申告等の関係がございまして、4月から8月と9月から翌年3月分の保育料について、市町村民税の所得

割の算定は2回に分けて行いますということでございます。それから、5項は、別表にございますように、保育料を第1子、第2子、第3子として多子世帯についての項目をうたっています。以上が、条例の条項の内容になります。

それでは、どうしてこの金額を算出したか説明をさせていただきたいと思います。資料1でございます。先ほど申しました階層区分については、第1階層から第5階層で、階層としては5階層でございますが、2階層と3階層を2つに分けてございます。国から示された基準では、第1、第2階層が0円で、第2階層Bが3,000円、第3階層で1万6,100円、第4階層で2万500円、第5階層で2万5,700円が国の基準でございます。それに対しまして、国の基準を参照しまして町の保育料の設定をさせていただきます。先ほど申し上げましたような金額になってございます。第2階層Bが3,000円、第3階層Aが5,300円、第3階層Bが5,600円、第4階層が7,100円、第5階層が8,900円として設定をさせていただきました。そして、B、C、D、E、F、G、Hというのは、入園料は廃止をしましたので0円、幼稚園に預ける際にそういった費用が発生しますというもので、給食費、預かり保育料、それからおやつのカatering、それから4月のカatering、それから夏休み期間中7月の約10日と8月の約20日のカatering料金となります。土曜日の預かり保育についてもこのように発生しますと記載した表でございます。それを年額で計算をしたものがエのところ、階層ごとにその金額になってございます。それからその右に平成26年の保育料として比較して出しております。保育園よりも幼稚園は上回らないよう基本として持ってございましたので、そのような設定をさせていただきます。保育園の階層とは違いますので少し多くなっていますが、その階層に該当する幼稚園の階層で、保育園の年額を上回らない年額の設定になってございます。

階層的に負担が生じるころ、これまでの一律5,000円、入園料が7,200円から上回るのが第4階層と第5階層で、これまでの月額5,000円と入園時に入園料として徴しています7,200円を足して年12月で割りますとだいたい5,600円になりますが、その第3階層Bの5,600円を基準にしまして、国の算定の基準等含めまして、3階層Aが若干300円の減、それから4階層、5階層については5,600円より増額になっています。以上、表の説明といたします。

それから、次の資料2につきましては、先ほど冒頭で申し上げました管理規則の改正をこのようにしたいということです。4月6日まで休業日としていたものを4月2日にしましたということですね。それから、終業のところは3月25日から3月21日に改めますということで、その裏が新旧対照表となっています。最初に説明いたしました規則の改正です。

それから、資料3につきましては、施行規則の改正でございます。それにつきましては、減免措置であったり保育料の徴収については減免であったり、取消であったり、条例を施行していくための規則でございます。これも併せて4月1日から施行したいということで規則の改正も予定してございます。

それから、資料4は第3号の預かり関係ですので、後ほど説明いたします。以上で、条例改正についての説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 花城清文議員

○8番 花城清文君 では、質問をさせていただきます。この法律ができたのが平成24年で、3年を経過してよいよ実施ですね。生活そのものは大きく変わらないで、子どもたちあるいは保護者にとっても非常に良いことなので前向きに取り組むべきだと私も思います。そこで質問します。1点目ですが、平成27年の幼稚園の就園率はどう変わったのか。増えるのかどうなのか。

そしてもう1つは、子ども・子育て支援法ですから、待機児童はどう変わるのか。減ったのかどうか、教えてください。

それからもう1つは、これまで町の保育料は定額5,000円でした。これが今回から応能割になりますね。保護者負担と言うのかどうなのか、皆さんは平成27年の予算編成も終わったと思うので町民の負担はどのようになるのか教えてください。

4点目は、もし希望者が少ないとなると費用対効果が気になります。これだけの事業を進めるために大きな費用がかかります。費用対効果の分析はされたかどうか。私の弟が豊見城市にいます。豊見城市は、子育て支援を平成27年では実施せず先送りするということが決まったようです。その大きな理由は、先に言いました費用対効果、それからもう1つは職員の確保がとても厳しいということです。ネットで調べれば豊見城市のことは分かります。豊見城市は市民に対して次のように通知されていますと、弟から話は聞いています。そういったことで、では南風原町は、豊見城市が気にしている職員の確保がどうなっているのか聞かせてください。この4点を聞かせてくれますか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 それでは、花城議員の質問にお答えします。まず平成27年度の就園率はどうなっているかでございます。現時点の就園率は、64パーセントでございます。ちなみに、平成26年度の就園率は73パーセントでございます。これからすると少し下がっている現況でございます。

それから、子ども・子育て支援法について、待機児童の状況はどうなっているかにつきましては、幼稚園の部分なので待機児童についてこちらでは把握していないところでございます。

それから、一律5,000円がこれまででしたけれども、階層に移行しての保育料設定をしてございますので保護者の負担はどうなっているかでございます。保育料の試算をした数値で申し上げますと、予算の計上額としましては、保育料として1,179万4,200円を計上してございます。前年平成26年度の数値を申し上げますと、1,627万円の歳入で、約600万円あまり減額になると計算上は出ていることとなります。

そして、今年度予定しています1,179万4,000円を、今回該当の児童を290名予定してございますので、それを月額で割った数字を出しますと、階層的に0円の世帯もいますが平均として3,389円と出ています。今回の改正によって保護者の負担的には、平均としては低くなっていると数字が出ております。

それから、費用対効果の話がございました。希望者が少ないときの費用対効果は分析されているかございました。費用対効果につきましては、これからでございます。当面この改正、新制度に基づく改正は、幼稚園の部分につきましては保護者の負担を軽減しようと保育園とより近い状況で5歳児の対応もしようということ、預かり等も土曜日の預かりだったり、それから春休み期間中の預かりを実施する等、幼稚園の受け皿も保護者がより選択しやすいように、より安心して預けられるようにといった視点でございます。費用対効果についての算出はしてございません。

それから、豊見城市の例でお話をされていましたが、町としましては新制度に基づきまして幼稚園の運営形態も変えていくということでございます。それに見合う人的対応もしていかなければいけないというようなことで、これまでの賃金体系部分で増額を新年度予算で要求してございますし、それに充てるように幼稚園の先生方の負担にも対応できるかたちで配慮して予算措置をしまいたいと考えております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 ありがとうございます。まず就園率です。南風原町は3点セットで平成25年から幼稚園改革をしました。そして今回もこの新しい制度よっての改革も実施されます。しかし、残念ながら就園率が10パーセント近くダウンしています。その原因は何だと思えますか。預かり保育もやります。保育時間の延長もします。学校給食もあります。専任の園長も置きますということで幼稚園改革をいろいろなところでやってきました。そして今回もです。けれども、就園率が10パーセント近くダウン。なぜでしょうか。理由は何だと思っておられるか。

それから、2点目の保護者負担ですが、これまでは月5,000円の定額でした。これが平均3,300円ということですから、保護者の負担は軽くなるでしょう。これはそれでよしとしましょう。

それから、3点目の費用対効果はこれからだということです。豊見城市も費用対効果を見送りの原因として挙げていますので、そういった面も少し調べてみたほうがいいかもしれません。

それから、4点目が豊見城市の場合は職員が幼稚園改革をするために40名近く必要だということだそうですが、その確保が難しいということで非常に気にしています。本町はどうでしょうか。採用予定は何名で、どれだけ確保しているのか聞かせてくれますか。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 ただいまのご質問にお答えいたします。まず就園率の件でございますけれども、これは議員ご指摘のとおりわれわれも非常に気になっているところでございまして、現段階の幼稚園申込みでは64パーセントだと先ほど部長からございました。また、平成26年度の74パーセントというのは、最終的な就園率でございまして、平成27年度の保育所入所決定がまだでございまして、入所決定も終わって年長組さんで保育園に入園できない方がだいたい6月ごろから幼稚園に申し込んだりということもございまして、現段階では2月の幼稚園申込の時の申込者の数字だと押さえていただきたいと思います。確定数字があとしばらくすれば出ると認識しております。

それから、3点目、4点目は、担当課長が調査しておりますからあとで答弁いたしますが、豊見城市の件でございまして、われわれの調査した範囲では向こうも保育料の額を素案として出してございまして、私の情報では新制度が4月1日から適用されるわけでございますので先送りはなかなか難しいのではないかと考えております。そのへんもし、豊見城市が諸般の事情で法律の施行を先送りするということであれば、われわれも勉強不足だったかと思っております。ただし、そのへんはないのではないかとこのところですが、それも含めて担当課長が確認しておりますのであとで答弁したいと思います。以上でございます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 実は、私のアパートにも若いカップルがいます。保育所から今度幼稚園に行く子どもがいるのですが、その母親から聞いてみると幼稚園には行かず保育所に行かせます、幼稚園は希望しなかったという答えがありました。幼稚園と保育所との違いと言うのか、負担の問題も含めて保護者がどのように解釈しているのか。保護者はなぜ幼稚園に行かせないのか。逆に保育所に行かせるとはっきり言っていました。なんだろう。私は分かりません。皆さんでしたら、保育所の事業もやっていますし、幼稚園の事業もやっていますから、情報の共有をやっていると思うので、今後どのような取組をされるのか分からないのですが、一応そのようなことが町民にはあります。

それから先ほど答えが出ませんでした。職員の確保がまだできていない、人数はどうですかと聞きました。それもこの事業を実施するために、制度のスタートですから大事だと思いますがどうでしょうか。職員の確保は全くやられていないのかどうでしょうか。もう一度答えてください。

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午前11時00分）

再開（午前11時01分）

○議長 宮城清政君 再開します。教育長。

○教育長 赤嶺正之君 では、再質問にお答えいたします。保育園と幼稚園の違いについてご質問がございましたが、教育委員会といたしましては、保育園と幼稚園につきまして所管がもちろん文部科学省と厚生労働省との違いということもございまして、根拠となる法律も違いますので、自ずと保育園と幼稚園の違いはあるということでございます。ただ、社会の流れといたしまして、各市町村もいろんな社会資源を活用して幼児保育・教育に対応しなさいというような流れでございますので、だいたいは保育園と幼稚園のあり方も接近しつつあるとは解釈しております。でもそのなかでやはり、幼稚園に関しましては幼稚園の教育要領がございまして、それに基づいて運用しているという考え方でございます。保護者の方が幼稚園を選択するか、保育所を選択するかについては、保護者の選択の自由でございましてそれぞれ保護者が判断したとおりでやっていただきたいと思っております。教育委員会といたしましては、先ほど議員からございましたように、3点セットですか、専任園長、時間延長、それから給食の提供、さらに今回の制度改正でございまして、幼稚園教育の内容充実を今後も推進し、保護者の理解を得ていきたいと考えております。

それから、職員の増、マンパワーの整備でございますが、なかなか幼稚園教諭のなり手がおりません。ちょっと分析した結果、基本的に今の幼稚園の先生方は小学校の教員免許も持っておりまして、県の教育委員会が大量採用の体制に入っており、幼稚園よりも小学校教諭を選択する若い先生方も多ございまして、なかなか幼稚園にはマンパワーが回ってこないと言いますか、そういった点で人材不足の観もあります。

また、先ほど部長からもありましたように、人件費の部分もございまして、そのあたりは町長部局にお願いをしまして今年度予算で何とか改善をしていきたいと考えております。いずれにしても、一遍に制度が変わりまして、各市町村とも幼稚園職員を探している段階でございまして、人材確保には今後努力しなければいけないことは確かにご指摘のとおりでございます。

○議長 宮城清政君 他に。教育長。

○教育長 赤嶺正之君 先ほどご質問がございました豊見城市の状況でございますけれども、今、担当課長が電話で確認をしまして、豊見城市立幼稚園保育料に関する規則の改正ということで今進めているということでございます。次の議題でございますけれども、南風原町は土曜日の預かり保育の件も提案しておりますが、豊見城市は土曜日の預かり保育に関してはもう少し検討してからといった情報のようです。以上でございます。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。11番 宮城寛諄議員。



○11番 宮城寛諄議員 幼稚園の保育料一律だったものから、そうではなくて所得に応じてということで、0円となるところ、安くなるところといろいろ出てきているのですけれども、ただ、第4階層、第5階層について、第4階層で1,500円、第5階層で3,300円アップとなります。その部分は、幼稚園を利用する方のだいたい何パーセントなのか、お聞きしたいと思います。

それから、幼稚園が例えば預かり保育や土曜の保育含めたとして、保育園と時間帯がどう変わるのか。保育園よりも多くならないようにとトータルで設定していますよね。だから、時間帯はどうか。要するに、保育園よりも短い時間なのか長い時間なのか。そのへんで移動があるのではないかと考えるものですから、保育園よりも幼稚園のほうがいいのか、幼稚園よりも保育園のほうがいいのかいろいろあると思うので、時間帯はどう変わってくるのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、先ほど教育長は、幼稚園と保育園は担当課が違うとおっしゃっていたのですが幼稚園は保育に欠ける方も入れますけれども、保育に欠けない方が入る所ですよ。でも保育園は保育に欠ける家庭の児童が入る所でしょう。保育に欠けない児童は、保育を希望したって保育園には入れない、そうですね。確かにそうだと僕は思うのです。そうすると、例えば先ほど質問した時間帯で、保育に欠けて今は保育園に入っているのだけれども、幼稚園のほうが預かり保育や土曜保育も含めて値段が安いわけですから時間帯が同じだったら幼稚園へ行こうとなるかも知れませんね。要するに、保育に欠ける子は幼稚園に入ることができるわけですから、そうすると待機児童の解消にもつながるということを皆さん方は見ているのかどうかは分かりませんがそういうことになると思うのです。そういう意味では、皆さん方はどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 お答えします。まず、保育所の就園時間は、通常で7時30分から18時30分の11時間でございます。それ以外に、延長保育の希望があればできるということがあります。月曜日から土曜日までということです。先ほどの質問のなかに、保育に欠けるという表現がありましたけれども、今年3月の条例改正で保育が必要という言葉に変わります。これも子ども・子育て支援法の変更によってですね。これも3月定例会でご審議をお願いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 宮城議員の質疑にお答えいたします。保育料関係では、階層区分で第4階層と第5階層がこれまでの5,600円から上がってきます。それが全体の何パーセントぐらいかとありました。第1子の基本額を示した該当者で申し上げますと、4階層が33名

で、5 階層で 4 名となります。その数字は、290 名が該当者でございますので、第 1 子の園児の部分で申し上げますと 12.7 パーセントとなります。

それから、保育園と幼稚園の時間帯の質疑でございました。これについては、基本的に今回の幼稚園の改正という視点をこども課と内部調整をいたしまして、幼稚園が土曜日の休業日、それから春休み期間中の休業日がこれまでの課題でございましたので、預かり等の対応でより保育園と幼稚園は近い時間帯にしようというものでございます。幼稚園の時間帯は、7 時 30 分から受け入れをしまして、預かりの終了が 18 時 30 分まででございますので、保育所と同じ時間帯で調整してございます。唯一違うところは、4 月 1 日、2 日は、どうしても入園準備があるということで完全に休業日となっています。そういうところで、保育園と時間帯を合わせるよう内部で調整もいたしまして、より待機児童対策のために 5 歳児を幼稚園で受け入れるような体制を整えようということで今回の改正となっております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 11 番 宮城寛諄議員。

○11 番 宮城寛諄議員 今回の議案は、料金のことだけなので他のことはあまりやりたくないのだけれども、先ほど保育に欠けるから保育を必要とするになるとおっしゃっていましたが、保育を必要するというのはこれまでの保育に欠けるとか欠けないという意味と全く同じなのか、言葉だけなのか。要するに、時間帯が同じであれば保育園よりも幼稚園のほうが安いと、今回の議案で安くするわけですね。そういうことになれば、そこに移る、待機児童の解消になると単純にそう思うのです。時間帯は同じだと、ただ、入園の時期が違うとおっしゃっていますので、そうなるのかと思うわけです。ただ、皆さんが出した資料も今回変わっていますけれども、なんで変わったのかよく分からないのですが、ページ数が少なくなっていますね。これから見ると、保育所は利用できる保護者が共働き、家庭で保育ができない保護者というように書いてあるのです。それから、幼稚園は制限がないと、つまり保育に欠けていても欠けなくてもどちらでもできるということですから、そこに移ってくるというようになるのではないかとちょっと疑問に思ったものですから、同じような時間帯で安いのであればそうなるのではないですか。皆さん方、そのへんはどうお考えですか。今度のこの設定によってそのように変わってくるのではないかと思いますがいかがでしょう。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 金城宏伸君 答えします。3 月定例会の条例改正のなかで、今まで「保育に欠ける」方が保育園に入園できるということでした。「保育が必要」ということは、今回の改正の中で月 64 時間以上仕事をしている方は保育が必要だというような認識で条例、規則等

の改正です。ですから、働いていなくても幼稚園は希望で入れるというこの部分の違いがございませう。

では、待機児童とか保育所のどこがどうなるかということなのですが、現在、南風原町の 5 歳児の定員が 91 名です。今回の入所予定、本日通知しますけれども、84 名を予定しています。あと 7 名定員より少ないのですが、希望する園が違ふとかそういうことで、これについてはまだ調整する可能性がございませう。仮にこの定員 91 名の 5 歳児の方の半分でも幼稚園に行った場合は、0 歳から 4 歳の枠を広げることができるということになります。ですから 5 歳児の方が幼稚園、保育所、保護者の選択ではございませうが、幼稚園が増えることによって保育所の下の子どもたちの定員を増やすことができると考えてございませう。

○議長 宮城清政君 11 番 宮城寛諄議員。

○11 番 宮城寛諄議員 最後に、この料金の改定で保育所から幼稚園に行く方が増えるのではないかと思うのですけれども、ただ定員が希望からするとあと 7 名ぐらいしか空がない状況だということですよ。幼稚園の定員を増やすという予定はあるのですか。要するに、今、91 人定員とのことなのだけれども、今後の課題としてもっと増やす考えはあるのですか。今の料金設定だと私だったら幼稚園に預けます。今は 5 歳児だけですよね。新しい制度からいくと希望すれば 3 歳から幼稚園に入ることができるとなっているのだけれども、たぶん南風原町は 3 歳からは取らないでしょう。では、5 歳だけ取っているとしてもそういう料金設定をしてくると、幼稚園に希望があつて 91 人以上 120 人とか来たら増やすのですか。それとも狭いから、それしかないから駄目だとなるのか。新たな待機児童かとも思ったりするのだけれども、そのようになるのですか。どういう計画をされていませうか。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 ただいまのご質問にお答えいたします。南風原町の幼稚園管理規則では、各幼稚園 1 クラス 35 人以下を原則とするとうたっております。これは幼稚園の設置基準を引用しておりますけれども、その中で 35 名以下ですから 35 名といたしまして、例えば津嘉山幼稚園が 35 人掛ける 4 クラスがいっぱいなのですね。140 名が定員です。それ以上になりますと、園舎を造らなければいけません。幼稚園を希望する方、津嘉山幼稚園も 140 名定員いっぱいですから、申し訳ないですが翔南幼稚園はどうですかといったいろんな努力はいたしますが、それでも厳しいとなると教室を増やさなければいけませんから、それまで待っていただくか、あるいは他の園に協力してもらう。法的に幼稚園には定員がないのですが、ただ、こちらが管理規則で 1 クラス 35 人以下となっておりますからそういう状況になります。現段階では、前年度を参考にしますと 74、75 パーセントでございませうので、100 パーセントいっぱいまで就園しましても可能性はあると考えております。ただ、先ほどご質問のなか

にもございましたように、3歳から対象でございますので、将来的にはそのへんも保護者が希望するというので、平成27年度からは4歳児保育も視野に入れて検討してまいりたいと考えております。以上です。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午前11時22分）

再開（午前11時23分）

○議長 宮城清政君 再開します。他に。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 宮城寛淳議員が最後に聞いた幼稚園の入園対象は3歳児からだど理解しておりますが、南風原の場合、今のところ5歳児しか受け入れていないわけです。今度、多子減免ですか、第1子を基準にして第2子はというような規定も作っているわけですから、幼稚園に2人いることもあり得るし、3人いることもあり得るし、3歳から小学校3年生までカウントすることになっているようですから、その間に小学校に2人、幼稚園に1人だったら第3子になり得るわけですね。そういったカウントをするだろうと思うのだけでも、今度のこの条例がそうしているように、やはり3歳、4歳、5歳を幼稚園で受け入れるというのがこの条例が予定している、想定しているあり方ではないかと思うのです。このパンフレットもそうなっているわけです。3歳、4歳、5歳は受け入れるということになっているわけですから、南風原町はこれをどうしようとしているのか。本来であれば平成27年度からそうされるべきだというような理解で間違いではないと思うのだけれども、それとの関係でどうしようとしているのかお答えいただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 毅議員の質疑にお答えいたします。幼稚園の教育は、3歳からの該当でございますが、南風原町としましてはこれまで5歳児を対象に幼稚園の事業を行っているということです。それで大きい枠組みとしては3歳から5歳でございますので、今後の対応としまして、教育長から先ほど答弁がございましたように、幼稚園でも4歳の受け入れ体制を整えていくべきではないかということで、平成28年度に向けてそういう方向で進めていきたいという考え方で進めているところでございます。3歳につきましては、次の課題であると考えております。

それから、4歳児を受け入れて保育園で預かっている4歳児が幼稚園に就園することによって、それだけ保育園の定員が空くわけですので、最大の目的と言いますか、教育の目的もでございますが待機児童解消になるという視点でございます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 今、平成28年度からは4歳も対象にしたい方向で考えているとお聞きしましたがけれども、園舎の問題、それから幼稚園教諭、人的体制の問題なども当然対応されなければならないわけです。制度の考え方の問題ですが、制度の受け止め方として私も不勉強ですけれども、例えば保護者が法律のとおりそれを望んだ場合、現時点では園舎も足りない、人もいないのであるけれども、制度として教育を希望する保護者はこれで言うと1号認定ですか、1号認定を受けるということであれば、執行部側と言いますか幼稚園側にはこれを受けなければならない義務的なものは制度としてどうなっていますか。それを伺います。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 ただいまのご質問にお答えいたします。あれは学校教育法でしたか、幼稚園の対象児は3歳から5歳までとうたわれていることは確かでございます。それに基づきまして、本来でしたら幼稚園の管理運営規則も3歳から5歳とうたうべきですけれども、本町の規則は5歳児を対象とするというようなことがうたわれておまして、たぶんに保育園との関連でそういったふうになったのではないかと考えているわけですがけれども、将来的には部長からありましたように段階的に4歳児というように多年の幼稚園教育というようなことになっていくのかと、また検討しなければいけないとは思っております。現実的に、制度がそういうことだから3歳児から幼稚園に入れたいと保護者が見えた場合、やはりわれわれは規則上対応できませんということをお願いをする以外ないですけれども、どうしてもということであればその規則を改正して受け入れはしますけれども、物理的に教室がありませんから5歳のお兄ちゃんたちと一緒に、そして先生をTT（チーム・ティーチング）で増やすかどうかして、あくまでも例えばの話ですが教室を増やすまではそういった方法しかないのかという考え方になるかと思えます。しかしまた、他の市町村もまだ勉強しておりませんので他の方法もあるかと思えますけれども、現段階ではそういうことになるのかとは考えております。以上です。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午前11時31分）

再開（午前11時31分）

○議長 宮城清政君 再開します。他に質疑ありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第2号については、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありま

せんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第2号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第2号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第2号 南風原町立幼稚園保育料条例を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。休憩します。

休憩（午前11時31分）

再開（午前11時45分）

○議長 宮城清政君 再開します。

#### 日程第4. 議案第3号 南風原町立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第4. 議案第3号 南風原町立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第3号 南風原町立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例 南風原町立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。提案理由としましては、子ども・子育て支援法の施行により預かり保育の充実を図るため、所要の改正が必要であることから提案するものであります。内容等につきましては、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 それでは、議案第3号の内容について説明いたします。まず、おおまかな内容でございますが、資料最初のページで、南風原町立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例と記してございますのでそれで説明をします。これも子育て支援法新制度により預かりの充実のために改正するものでございます。1. 預かり保育の保育期間を変更いたしました。平成26年度は4月8日からでしたが、4月4日として入園式の翌日から翌年3月31日まで預かり保育を行いますとしてございます。それから、土曜預かり保

育を新たに行いますので、その保育料を設定してございます。土曜預かり保育 1 日 800 円、半日で 400 円として設定しました。それから、階層区分によって減免措置を行っています。それから、春休み期間中においての預かり保育も新たに行いますということで、通常保育が終わった後の 3 月 21 日から年度末の 3 月 31 日まで預かり保育を行いますとして期間を長くしてございます。

それでは、改正条文の説明をさせていただきます。新旧対照表で説明をさせていただきます。南風原町幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例。右側が改正前、左側の表が改正後でございます。大きい見出しの南風原町立幼稚園預かり保育料条例として、徴収の部分を削除して保育料条例といたしました。それは徴収だけではないという視点がございましたので、そこを削除してございます。それから 1 条でも「徴収」を削除しての改正でございます。趣旨も徴収のみではなく預かりの部分の条例になるということで「徴収」を削ってございます。それから、預かり保育料の額につきましては、（預かり保育料の額及び納期）の見出しについても、「及び納期」を削除いたしまして（預かり保育料の額）としてございます。第 2 条も預かり保育料の額は、園児 1 人につき月曜日から金曜日までの利用の場合というふうなうたい方をしてございます。5,000 円でございます。それから 2 項の土曜日の利用は、1 日 800 円、半日 400 円として新たに設けてございます。

次に 4 条です。（預かり保育料の納期限）ということで新たに入れてございます。預かり保育料の納付については、毎月 5 日までに納付するものとする。ただし、町長が別に納期限を定めたときは、その納期限までに納付するものとするというようにしてございます。

それから、改正前の 4 条は 5 条に改正してございます。（預かり保育料の減免）です。

（1）の生活保護の部分で、「及び当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯は、全額免除」するとして、生活保護法についての減免の部分を変更してございます。それから（2）の先ほど可決をいただきました南風原町立幼稚園保育料条例第 3 条第 2 項に定める保育料の第 3 階層 A に属する世帯は次のとおりとするということで、月曜日から金曜日の利用の場合は月額 1,250 円、土曜日の利用の場合は 1 日 200 円、半日 100 円でございます。

次のページ。4 条を入れましたので、5 条が 6 条に、6 条が 7 条に、7 条が 8 条にという改正でございます。そして、附則でこの条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するということですので 2 項に準備行為としまして、施行日以降の利用に係る決定、その他この条例の施行に必要な準備行為はこの条例の施行日前においても行うことができるということで今回一部を改正してございます。

資料につきましては、全員協議会でもご説明いたしましたように、預かりの部分先ほど申し上げました一部改正という表になってございます。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。8 番 花城清文議員

○8 番 花城清文君 では、その件に関しても質問させていただきます。1 点目ですが、預かり保育を土曜も実施します。入園を希望したなかで預かり保育が何パーセントなのか。分かるのであれば教えてください。幼稚園入園希望も保護者から取っているわけでしょう。土曜日の預かり保育も午後 2 時半からですか、6 時半までやる。その預かり保育を希望しているのは何パーセントなのか教えてください。

それからもう 1 点は、これも非常に気になるところですが、今度の制度の実施で、県内では保育士であるとか幼稚園教諭であるとか資格者が 2000 名不足であると新聞報道されました。そうすると、土曜日の預かりでは園に 11 時間いるわけですから、資格者を探さなければ、幼稚園の保育と言いますか幼稚園の教育環境ですから本当に対応できるのか、どういうふうにするのか心配があります。そこはどう考えておられるのか教えてください。

それから 3 点目ですが、幼稚園の 1 クラスが 35 名ということで、預かり保育も 35 名です。小学校 1 年生は 1 学級 30 名ですか。保育所も 5 歳児の定員枠があつて、30 名でしょうか。幼稚園だけが 35 名ということなので、それは多いのではないかと。小学校でも 1 年生が 30 名なのに、幼稚園が 35 名。小学校の場合は、30 以上になると 2 学級になるわけでしょう。15 名と 16 名で 2 学級に分かれます。他市町村においても 30 名学級へと前向きに取り組んでいます。そのようなところは、25 名学級にしようということで検討委員会も立ち上げてやっているようです。本町は 35 名としていますが、それはこの制度によって新たに出てくると思いますからこれからあとの検討は必要ないかと教えてください。

それからもう 1 つ、心配するのは幼稚園での土曜日預かり保育です。土曜日は職員が少ないですね。そうすると、万が一、事故が発生したとき、教育委員会と連絡を取り合うと言うのかそういうことがきちんと園長たちと話し合いがされているのかどうか。どのように連絡を取り合うことになっているのか教えてください。以上です。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 議案第 3 号について花城議員の質問にお答えします。預かり保育の入園希望者は何パーセントかというようなことでございます。現段階での 4 園の預かり率は 80 パーセントでございます。土曜日保育を別にしての数字を出していませんので、全体的な数字で申し上げておきます。

それから、新しい制度の実施で県内の保育士も不足と言いますか、多くの保育士が必要であらうというようなことですが、町もそれに対応して土曜日預かり保育含めて、予算要求の中では 2 人ずつ増をして対応しようとなつておりますので、4 園ですから 8 名ぐらいの人員で対応していけたらと考えています。現在勤務している事務職員等も含めて、お願いをしているところでございます。それからまた募集をかけて 4 月に向け対応したいと考えております。



それから35人預かり保育とのことでしたが、資料4の新旧対照表をご覧いただければと思います。現規則では35人以下としてございますが、現況は30人で対処しているところがございます。小学校1年生が30人という視点もございましたので、現況に合わせてと言いますか、幼稚園の通常保育との整合性でそうしていますが、現実的に30人で運用しているところもございますので、規則を30人以下として今回改正をしたいと考えてございます。今後、30人で対応してまいりたいということでございます。

それから、土曜日の預かり保育では通常の曜日とは職員も違う体制となると思いますので、事故等の発生について教育委員会との関連はどうか、現場とも相談をしながら対処法などもこれから煮詰めていきたいと考えています。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 ありがとうございます。預かりの率も80パーセントとのことですから、保護者も土曜預かりができたことで増えたかと思っています。ただ、心配なのが先ほど職員採用が8名、各園に2名ずつだということでありましたが、もし仮に幼稚園で園児がケガをして、1人がその園児を病院へ連れて行くとしたら、残っているクラスの子どもを1人で見なければいけません。これが35名でしたら、69名を1人で見なければいけないという対応になるのではないですか。それはとても無理な話だと思います。保育所も然りですが、子どもたちに、いつ、何が起こるか分からない。ケガをした場合、保護者を待っているわけにはいかない。職員が病院へ連れて行かなければいけない。そうすると、先に言ったようなケースになり兼ねない。35名以下だったらいいですよ。けれども、70名だとして今言ったようなケースになるとしたら、残った職員1人で69名を見なければいけないことにもなり兼ねない。それはとても無理な話です。そこはどのように対応していくのか。2人で対応するのはまず無理な話だと思っています。ここはじっくり考えてください。

それから、30人で対応していきたいと話がありましたが、この30人というのは将来1学級を30人にしたいということなのですか。確認をします。今、預かり保育も35名であるが、将来は30人学級にしたいということなのかどうか確認させてください。

先に申しましたように、事故が発生したとき、事件が発生したときに教育委員会との連絡がどのように、また誰に取ればいいのか、どのようにやればいいのか。私も担当したことがあるのですが、保育所と幼稚園というのはいつもこれが心配です。いつ何時、ケガするか分からない。それが心配です。お互い事務屋だったらそんなに心配ないでしょう。けれども、あばれる子ども、いろんな子どもたちがいます。その子どもたちを教育していく職員ですのでそういった面は慎重にやらざるを得ないし、やって欲しい。教育委員会との連絡、連携をきちんと取れる体制をしいて欲しいが、今後どういうふうにするのかも一度答えてくれますか。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 答えいたします。職員体制の関連で、仮の話ということのご質問でございましたが、緊急で病院へ連れて行くというお話ですけれども、そのときは確かに人数的に手薄でございますがしかし、本務職員が 1 人はいるわけですからその職員が中心になって、緊急連絡網は前もってしっかり確認されておりますので議員ご指摘のとおり 1 人で 60 名、70 名を見るわけにはいきませんから、まず救急車に連絡すると同時に、非番職員にも連絡をしまして緊急に出てくるということも当然日頃から確認をしております。これと関連しまして、最後のご質問でございました園と教育委員会との緊急連絡網は、災害訓練や子どものケガだけではなくて、いろんなケースを想定して園長会等々で確認をしております。これと同じような対応になると認識しております。

それから、30 人クラス編成でございますが、幼稚園は先ほど申し上げましたように設置基準で 35 人以下を原則とするというようなことがございますので、幼稚園のクラス編成は 35 人を目安にしております。これに準じまして今やっている預かり保育は 35 人を一つの目安にしていたのですけれども、このたびこの新制度によりまして、まだ詳しく確認はできていないのですが、現在 30 人で実施していることもございますが国からの市町村に交付される交付金か交付税か算定の基礎が、この預かり保育に関しましては 30 人 1 クラスというような基準があるというようなことがございます。設置基準では 35 人ですが、交付金の算定等々の数字が 30 人ということでございますので、それをわれわれも尊重しまして 30 人クラス編成というように規則を改正する予定でございます。そのようなかたちで対応してまいりたいと考えております。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 ありがとうございます。確認しましょうね。8 名の他に本務が 1 人ということなのか。そうすると、各幼稚園とも 3 名体制でやるということなのか。救急車が来ようが、当然、職員はついて行きますよね。そうしたら、各園 2 名では厳しいでしょう。残っている子どもたちの保育ができるような体制を取らなければ、職員が少なくてまたそこでケガでもされたら余計に大変でしょう。そういった面できちんと体制を取って欲しい。しっかり検討するよう言うておきます。

それから、30 人はぜひやって欲しい。小学校 1 年生は 30 人だと先に言いました。保育所も年長児は 30 人です。保育所にも当然そこでは幼稚園教育が入ってくるわけでしょう。けれども、町立幼稚園に行かせたために、子どもたちが多くなると、また、当然教育に係ることですから少ないほうが教育効果は良いわけです。そういう面から言っても 35 名ではかなり厳しいかと思えます。もっと具体的にクラスの子どもたちを減らして教育が十分にできるような体制をやる必要があると思えます。30 人学級もぜひ真剣に検討して欲しい。そして、新

制度に向けての取組をしっかりとやって欲しいことを申し上げておきます。以上、終わります

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第3号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第3号につきましては、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第3号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第3号 南風原町立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第4号 平成27年度使用小学校教科書改訂に伴う備品等購入の売買契約について

○議長 宮城清政君 日程第5. 議案第4号 平成27年度使用小学校教科書改訂に伴う備品等購入の売買契約についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第4号 平成27年度使用小学校教科書改訂に伴う備品等購入の売買契約について 平成27年度使用小学校教科書改訂に伴う備品等購入の売買契約について、下記のとおり購入売買契約を締結するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めます。記 1. 契約の目的 小学校教科書改訂に伴う備品等購入事業。 2. 契約の方法 随意契約。 3. 契約金額 1,119万9,424円。 4. 契約の相手方(住所) 那覇市港町4丁目6番4号(商号) 沖縄県教科書供給株式会社(氏名) 代表取締役 仲村広司。内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 ただいま提案がございました議案4号について、内容説明をいたします。資料の最後、第4号資料ということで随意契約の理由について記してございますが、契約の方法を随意契約でしてございます。沖縄県教科書供給株式会社が、県で携わっているということでございます。町内にそういった取扱店がなく、直接向こうが搬入するかたちで今回随意契約をしてございます。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の随意契約の項目を適用しての随意契約でございます。2号、不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき、という項目を適用しまして、今回の随意契約となっております。

それでは、事業の概要について説明をいたします。件名は、平成27年度使用の小学校教科書改訂に伴う備品の購入事業でございます。納入の場所は、南風原町立小学校の4校で、南風原小学校、津嘉山小学校、北丘小学校、翔南小学校でございます。期間につきましては、平成27年2月19日から平成27年3月31日までに納付でございます。主な購入の内容につきましては、教師用の教科書、そして指導書、それが4校に配してございます。金額的には備品購入費として900万3,204円。これは、1万円以上の指導書等となっております。それから、消耗品として219万6,220円は、1万円未満の指導書と教科書についてとなります。合計で1,119万9,424円の備品物品の購入でございます。明細につきましては、4校ありますが南風原小学校を例として、教員用の教科書、それから教員用の指導書をそれぞれ購入するものとして付けてございます。以上、内容の説明といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。11番 宮城寛諄議員

○11番 宮城寛諄議員 これは新しい指導要領か何か、国で決めて、それに基づいて本が出版されて、教育委員会か何かで選定するというようなかたちでやる教科書なのか。それとも毎年買うものなのですか。要するに、どういう経緯でこの教科書を買うと決定したのか。そのへんを説明してもらえませんか。詳しくでなくて結構ですので、だいたいの流れを説明してもらえませんか。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 答えいたします。教科書は、基本的に4年に1回改訂されます。小学校4年に1回、中学校4年に1回です。これが2カ年ずつずれておりまして、平成24年には中学校の教科書改訂がございました。再来年には中学校の教科書改訂があることとなります。今回の平成27年改訂でした小学校は、また4年後に改訂があるということでござい

ます。この 4 年間で教科書を改訂するという根拠法は調べてございませんが、これから調べて勉強いたします。指導要領につきましては、おおむね 10 年に 1 回の改正があることになっているようです。先だって新聞報道にもございましたけれども、道徳の教科化が予定されているということで、2018 年ですから前回の教育要領が改定されてから 7 年目ということになるかと思えます。この教育要領の改定に合わせて教科書も改訂されていくということですが、10 年間は指導要領が生きているわけですから、その中で逐次 4 年に 1 回教科書は改訂して、この要領のとおりにもっていく考え方だと認識しております。以上です。

○議長 宮城清政君 11 番 宮城寛諄議員。

○11 番 宮城寛諄議員 分かりました。その指導要領に基づいて 4 年に 1 回変えるのですが、例えば資料の 1 番目、NO. 1 で『新編 あたらしいこくご 一上』とありますよね。では、この本と決めようというのは、どのような流れなのですか。八重山かどこかであったのですが、この地域でやるとか、島尻郡なのか教育の組織があると思うのですが、そういう地域で決めてやっているのか。それとも南風原町教育委員会で独自に決めていくのかなど、その流れはどうなのですか。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 教科書の会社が何社もございまして、その会社が文部科学省の教科書検定を受けて、この検定に合格した教科書が目録として提示されるわけです。各地区には教科書選定の協議会がございまして、島尻地区、中頭地区、那覇地区などがありますから、その地区の教科書選定協議会のなかで調査をするということでございます。全教科 16 社ほどあり、冊数にすると膨大な数になりますので市町村の教育委員会単独ではなかなか調査ができないということで、地区で協議会をもちましてそこに選定を依頼するわけです。その地区協議会のなかでは調査委員がおられまして、各教科 2 名ないし 3 名、特に算数・国語は 4 名ぐらいのときもあります。地区協議会で先生方を選定いたしまして、その先生方が調査をさせます。調査をした結果、島尻地区の各市町村の教育長や P T A 代表者だとか、それから一般の方だとか委員が選定されておりますので、その皆さんのヒアリングに答えながら、自分たちが調査した結果この本を薦めますというようなことをします。去年のものはどんなものだったのか、今年のはどうなのか、いろんなヒアリングを行いまして、最終的に地区協議会でこの本が望ましいというような答申を出すわけです。この答申は、各市町村の教育委員会に送られてきます。その答申をわれわれ市町村の教育委員会は定例教育委員会で審議いたしまして、その教科書を決定するという流れでございます。基本的にこの答申どおりほとんど決まるわけですが、それには十分調査されている前提がございまして、同時に一町村だけ教科書が違うとなると島尻地区は先生方の異動もございまして不便も来すだろ

うということで、基本的には地区内の教科書はだいたい同じ教科書が選定されるというような流れがあるということでございます。以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第4号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第4号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第4号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから、議案第4号 平成27年度使用小学校教科書改訂に伴う備品等購入の売買契約についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第6．議案第5号 和解及び損害賠償額の決定について

○議長 宮城清政君 日程第6．議案第5号 和解及び損害賠償額の決定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第5号 和解及び損害賠償額の決定について 和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、次のとおり議会の議決を求めます。1．相手方は記載のとおりであります。2．事故の概要 平成26年7月4日午前11時55分ごろ、字照屋329番地先県道82号線交差点付近において、職員が職務上運転する公用車で交差点を照屋十字路向け右折したところタイヤが滑り、照屋方面から直進してきた走行中の相手方車両運転席側後方に接触し、当該車両を損傷させた。3．損害賠償額95万7,000円。提案理由については、上記事故について、和解し損害賠償の額を決定したいので提案するものであります。裏面に、事故発生状況の略図があります。お目とおしのほどお願いします。よろしくご審議をお願いします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。14番 金城好春議員

○14番 金城好春君 車は、ゆっくり走れば事故はないと思うのですが、この道についてはちょっと感じるがあります。90度右折しますから、遠心力でもって左側に行くと思うのですけれども、これが逆に右側に寄って相手の車にぶつかっていることになっています。運転していた日は雨降りだったのか、若しくは車の右側前輪がパンクしてぶつかったのか。また、損害賠償金額が100万円近くもかかっているということで、相手の車が新車だったのか。新車だったら部品取り替えなど莫大な修理費がかかると思うのです。そこをもっと詳しく教えていただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 事故の概要図面を見ていただければと思います。照屋給油所、農協側から来て照屋十字路側に右折です。俗に言うけつが逃げました、スリップです。当時雨が降っておりまして、右折ですのでより左側に逃げようとします。結局、前輪はセンターライン付近に向けますのでそこで接触です。おっしゃるとおり、95万7,000円の損害賠償額です。実は10トントラックでありまして、デコトラということがございます。特殊なバンパー、ステンレスで作られたものです。いわゆる注文生産のものでございました。たまたまこのトラックがそういう状況でありました。結構時間がたっているのですけれども、個人で請け負って仕事をなさっている方ですので、業務には支障のない程度の損傷ではあったのですけれども、この事故の相手方の業務の合間と言いますか、それを見込んでの修理になって、今、協議が整ったということで今の提案になっております。この事故の経緯については、平成26年の3月定例会で補正予算、本町側の車が破損して購入でしたのでその時にも説明はさせていただいております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 他に。3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 この事故の現場は、月曜日から金曜日、私は毎日通っている所なので、確かに天気が悪かった雨の日ということもなおさらなのですが、天気の良い日も歩くにも運転するにも動き難い場所です。たぶん、車がなければ事故は起こらなかったと思います。見通しが良いようですごく悪い所なのです。もう少し手前200メートル右側のほうから照屋十字路を突っ切ろうとして、次の山川に向かう車がこちらで相当飛ばすのです。だから公用車のほうもスピードを上げようとして、相手方車を避けようとするあまりもあったのではないかと私は推測しますが、とにかくここは事故と言いますか注意すべき所なのです。ですから、私は再三、総務課のほうにもここをどうにかして欲しいとお願いしているのですが、95万円も金がかかっているわけですから、事故をどう対応したのかお聞かせください。事故を防ぐにあたって対応されているのかどうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 今の議員のご質問は、物理的に何か安全策を講じたかというご質問だと思います。この事故に関しましては、ちょうど雨の降り始め、ご承知のとおり雨が降ったじきは路面の上に埃等も浮き始めて非常に滑りやすい状態になっております。そのときに、それなりの注意と速度で進行していれば事故には至らなかったと思うのですが、それは人的によるものが大きかったと考えています。この現場は、議員がおっしゃるように朝夕の通勤通学時、車両も歩行者も多い地域であります。このへんは所管の警察署とも協議して何か良い対策、注意喚起など含めて検討していきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 3 番 大城 勝議員。

○3 番 大城 勝君 ここは朝の 7 時半から 8 時の時間帯は、子どもたちが翔南小学校あるいは南星中学校へ行く横断道路で大事な所なのです。どうしても横断しなければいけない所なのです。この公用車はその時間帯ではなかったのでしょうかけれども、とにかく交通量の多い所で、ぜひ今のように警察あたりともよく協議されて対応していただきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 では私も質問させてください。まず 1 点目、95 万 7,000 円の査定。被害を受けた運転手からの請求だったのか。査定はどのようにやったのか、95 万 7,000 円の査定を聞かせてください。

それから、この 95 万 7,000 円、全額を公費で負担するのですか。町は損害賠償保険あるいは全国町村会の保険に加入しているはずですが。そういう保険ではなくて、全額公費、町民の税金で払うのかどうか答えてください。

それから、なんといっても雨が降ろうが何があろうが、運転する人の不注意なのでしょう。事故は起こるのが当たり前ではないのです。起こさないようにするのが運転手の責任でしょう。そういう過失、わざと起こすことはないと思いますが、過失ではあるが、いずれにしても注意しておけばこういう事故は起こりません。職員が運転に注意不足があったと思えます。そうしたことに對して皆さんはどういうふうに職員指導をしたのか。

それから、今後、公用車で事故を起こした場合、全部町民の税金で負担していくのか。保険というものがあるが、これはなぜできないのか答えてください。

○議長 宮城清政君 総務部長。



○総務部長 新垣吉紀君 1点目の賠償額でございます。これは議員も触れたとおり、本町が加盟している全国の自治協議会の保険から全額支出されます。一般会計には歳入にも歳出でもございません。保険会社から事故の当事者に支払われるということでございます。査定は、修理を見積もっていただいたものと休業補償。修理分がほとんどでございますが、あとは休業補償ということで、これも保険の補償基準と言いますか、それで査定されて支払われたということになっております。

それからもう1点でございますが、

[「休憩願います」の声あり]

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後0時43分）

再開（午後0時44分）

○議長 宮城清政君 再開します。

○総務部長 新垣吉紀君 本町の公用車でございますが、平成26年第3回定例会で承認いただきまして、95万円の軽自動車トラックの備品購入予算を認めていただきました。12月に購入しておりまして、75万8,199円です。この本町の公用車に保険が充当されたのが40万円。これは減価償却等も考慮された保険での査定です。ですから、差引35万8,199円が一般財源での負担ということになります。

それから、注意喚起についてでございますが、10人以上乗れる車とかある一定以上の公用車や社用車を持っている事業所は、安全運転管理者の設置義務があります。安全運転管理者は、実は私が担当しておりまして、制度的に年に1回講習を受けます。副管理者も総務課長で設置されております。実は部課長会議で年に1回とか定期的に職員への安全運転の徹底ということで、車の日々の点検含めて運転には十分気を付けるように言っているのですが、起こしたくて起こさないにしろ現実たまにこういったことが起こることは事実であります。しかし、やはりさらに注意喚起を各課職員に徹底していく必要があると考えておりますので、それもより具体的に、われわれが講習を受けたマニュアル等もございますのでそれを簡潔にしたものも資料として提示しながら行っていきたいと考えています。

これからの対応ですが、確かにケースによっては全部保険で対応できない費用も出てくる可能性もございます。そのへんも含めて、公務上の悪意が存在しない場合、そういった費用負担等もございますが、ルールづくりは難しいと思いますけれどもそれも含めて、できるだけ事故が出ないように管理を徹底していくことがまず優先です。費用についても、事故が起こったとき保険への事故報告も含めて、本人の調書等もございますので、起こった事故の原因も究明しながら未然に防ぐということで管理、注意喚起を徹底していきたいと考えています。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 確認をしますが、95万7,000円のうち保険から役場に歳入があったのか教えてください。保険機関からあったのかどうか。たぶん保険関係となると、運転者の責任と言うか、全額を支給するのではなくて、補償するのではなくて相殺も出てくるのか。今回のケースについてはどうだったのか、教えてください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 今回の95万7,000円、相手方への支払は全て保険での対応です。歳入はございません。直接、保険会社から修理工場、それから本人への休業補償で支払われます。歳入、歳出はございません。われわれが加入している自動車保険は、免責などございません。保険の掛金によっては全て払われるというものがありますけれども、この本町が加入しているのも免責等ございませんで、全て保険から支払われております。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 予算として歳入・歳出がないようですが、この95万7,000円というのが、保険から相手方に損害を受けたものに対して支払われているわけでしょう。この95万7,000円というのは、保険以外のことなのですか。何なのか、よく分からない。トラックのバンパーが壊れたものは、保険から直接支払いがされたわけでしょう。だったらこの95万7,000円というのは何なのですか。よく分かりません。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後0時50分）

再開（午後0時52分）

○議長 宮城清政君 再開します。他に質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第5号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第5号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第5号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第 5 号 和解及び損害賠償額の決定についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7. 報告第 1 号 専決処分の報告について (和解及び損害賠償額の決定)

○議長 宮城清政君 日程第 7. 報告第 1 号 専決処分の報告について (和解及び損害賠償額の決定) を議題とします。まず、提出者の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第 1 号 専決処分の報告について (和解及び損害賠償額の決定)。地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので同条第 2 項の規定により報告いたします。

南風原町告示第 6 号専決処分について 地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されているので下記のとおり専決処分をしました。1 月 26 日付での専決処分であります。記 1. 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について。2. 相手方は記載のとおりであります。3. 事故の概要 平成 26 年 12 月 15 日午後 5 時ごろ。字津嘉山 690 番地、津嘉山公民館駐車場において職員が職務上運転する公用車で駐車場を出ようと車を後進させたところ、駐車中の相手方車両運転席側前方に接触し当該車両を損傷させたものであります。4. 損害賠償額 14 万 6,000 円です。次のページが事故発生状況時の略図となっております。お目とおしをお願いします。よろしくご審議方お願いします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第 1 号 専決処分の報告については、これをもって終了します。

○議長 宮城清政君 次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

平成27年第2回臨時会

○議長 宮城清政君 以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

○議長 宮城清政君 これにて平成27年第2回南風原町議会臨時会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

閉会（午後1時00分）